

景観法の基本理念

基本理念

○ 継続的な取組み

良好な景観は、美しく風格ある国土の形成と潤いある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることから、現在及び将来にわたる国民共通の資産として景観形成を継続的に取り組むことが必要です。

○ 適正な土地利用

良好な景観は、自然、文化、人々の暮らし、経済活動等の調和により形成されていることから、これらに配慮し、過度な制限とならない適正な土地利用を通じて景観形成に取り組むことが必要です。

○ 地域住民との合意形成

良好な景観は、地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等の地域固有の特性が形として現れ出ているものであることから、地域ごとの特性や特色を活かし、地域色豊かな景観となるよう地域住民の意向を踏まえつつ景観形成に取り組むことが必要です。

○ 地域との一体的な取組み

良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるため、観光等地域間の交流の観点からも美しい景観づくりへの期待が高まっており地域活性化の点から、行政、事業者、住民による景観形成へ向けた一体的な取組みが必要が必要です。

○ 新たな景観の創出

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することだけでなく、大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業やシンボルロード、駅周辺整備等地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等、新たに良好な景観を創出しようとすることも含むものです。